



西川伸一の政治時評

10

月2日に新たな最高裁判事長官が任命された。女性最高裁判官が2019年3月以来の2人に戻ったことはよかった。一方で、いまの最高裁判官の顔ぶれをみると、こんなにも「興味深い」人事が繰り返されてきたのかと改めて感じる。

鳩山由紀夫内閣が任命した岡部喜代子最高裁判事が19年3月に定年退官した。これ以降、全員が安

倍晋三内閣の任命による最高裁判官となった。

彼らのうち、16年7月に弁護士枠で任命された木澤克之は、安倍首相が「腹心の友」とよぶ加計学園の加計孝太郎理事長と立教大学の同窓生である。木澤の任命を前に、日弁連が最高裁を通じて内閣に示した候補者リストのトップには別の候補者名があった、とある信頼すべき筋から聞いた。その後、加計学園問題の発覚と因果関係

をしたのは最高裁判事に任命される半年前にすぎなかった。

やはり弁護士枠で18年1月に任命された宮崎裕子は、四大法律事務所の一つである長島・大野・常松法律事務所に在籍していた。19年2月任命の草野耕一も、四大法律事務所の一つの西村あさひ法律事務所の代表パートナーであった。さらに、山口、宮崎、草野はいずれも第一東京弁護士会に所属していた。木澤は東京弁護士会である。

最高裁判官の人事 司法独立の弱体化懸念

係は不明だが、17年10月の国民審査に際して、木澤は「国民審査公報」に加計学園の監事の経歴を記していない。

また、17年2月の山口厚の任命には内閣の強い意向が働いた。内閣は最高裁が当初提示した候補者を受け入れず、法制審議会委員の経歴のある山口を任命した。山口も前任者を引き継いで弁護士枠に数えられている。とはいえ、長く大学教員の職にあり弁護士登録

欠ける。ツイッターへの投稿をめぐり分限裁判で戒告処分となった岡口基一仙台高裁判事は、人権派弁護士ではなく「ビジネス法務系の弁護士が選ばれる傾向にある」と指摘する（「最高裁に告ぐ」岩波書店、19年）。日弁連は木澤と山口の例に懲りて政権に付度したわけではあるまい。

そして今回の岡部の任命である。元内閣法制局長官の山本庸幸の後任なので行政官枠とみなされる。女性の起用が第一の選考基準だったに違いない。岡部は消費者庁長官を3年弱務める前は長く検事の職にあった。さらにその前は涉外弁護士である。これまで行政官枠で任命されてきた者の経歴からすると異色に映る。山口が名ばかり弁護士枠ならば、岡部は名ばかり行政官枠といえよう。

内閣は憲法に規定された任命権を根拠に、慣例や形式にとらわれない人事を続けている。確かに慣例や形式には逆機能もある。ただ、それらは司法が「外圧」や「恣意」に抗する盾としても作用してきた。慣行の軽視が司法の独立を弱めることを懸念する。（文中敬称略）

にしかわ しんいち 明治大学教授

※本コラムは西谷玲、西川伸一、佐藤甲一、阿部岳の各氏によるリレー連載となります。